

資料編



1 関係条例

(1) 垂井町まちづくり基本条例

前文

私たちのまち垂井町は、古くから交通の要衝として多くの歴史に残る舞台となりました。また、気候風土に恵まれ、広大な山林と豊かな農地、多彩な水利など、自然環境と産業が程よく調和する中で、先人たちのたゆまぬ努力のもと、豊かな伝統文化を育みながら、暮らしの利便性に優れた住みよいくさとして発展してきました。

私たちは、垂井町民憲章を踏まえながら、こうした垂井町らしさを活かし、平和に安心して暮らせるまち、住むことに誇りをもてるまちとして、次世代へと引き継いでいかなければなりません。

21世紀に入り、地方分権の進展、少子高齢社会の到来、多文化との共生、環境などの社会問題は、私たちが改めてまちづくりのあり方について考える契機となりました。これらの課題を解決していくためには、私たち一人ひとりがまちづくりの主役であることを認識し、住民、議会、行政が互いに手を取りあって、これからのまちづくりを、みんなで考え、みんなで創りあげていく必要があります。

私たちは、人権を尊重し、近隣自治体との連携を図りながら、地球規模の課題解決も視野に入れたまちづくりを進めていきます。そして、すべての住民が、「このまちに出会えてよかった。」と思えるような、幸福度の高い、自主自律した協働のまちの実現に向けて取り組むことを決意し、ここにこの条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、垂井町における自治の基本理念と基本原則を定め、住民、議会、行政が、それぞれの役割と責務を明らかにすることにより、自主自律した協働のまちづくりを推進することを目的とします。

(用語の定義)

第2条 この条例における用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) 住民 町内に住む人、町内で働く人や学ぶ人、町内で事業や活動を行う人（法人その他の団体を含みます。）をいいます。
- (2) 行政 町長、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会をいいます。
- (3) まちづくり よりよい地域社会を実現するための行動や取り組みをいいます。
- (4) 協働 住民、議会、行政が、お互いの立場を尊重し、それぞれの役割と責任に基づき、対等な立場で相互に協力して行動することをいいます。

第2章 基本理念

(基本理念)

第3条 住民は、まちづくりの主権者であり、議会や行政とともに地域特性を尊重した協働のまちづくりを基本とする自治を確立するものとします。

第3章 基本原則

(情報共有)

第4条 住民、議会、行政は、お互いに情報を伝え合い、情報の共有に努めます。

(住民参加)

第5条 住民は、まちづくりに参加することを基本とし、議会と行政は、住民のまちづくりへの参加の推進に努めます。

(協働のまちづくり)

第6条 住民、議会、行政は、協働によるまちづくりに取り組みます。

第4章 住民

(住民の権利)

第7条 住民は、議会や行政の保有する情報について知る権利を有するとともに、自主的な活動に取り組むことやまちづくりに参加する権利を有します。

(住民の役割と責務)

第8条 住民は、まちづくりの主役として、お互いに尊重し、協力し合うとともに、自らまちづくりに参加するよう努めます。

2 住民は、まちづくりに参加する場合において、その言動に責任をもつよう努めます。

3 住民は、町政について認識を深めるよう努めます。

第5章 議会

(議会の役割と責務)

第9条 議会は、選挙で選ばれた住民の代表が構成する議事機関として、適切な判断のもと、町的意思決定を行います。

2 議会は、まちづくりについて積極的な関わりを果たすため、住民の意思を町政に反映させるとともに、町政が適正に行われるよう監視します。

3 議会は、議会活動に関する情報を住民にわかりやすく提供するとともに、住民の個人情報取り扱いを適切に行います。

4 議員は、この条例の基本理念を理解し、議会の役割と責務を認識のうえ、まちづくりに取り組むよう努めます。

第6章 行政

第1節 行政の基本事項

(行政の役割と責務)

第10条 行政は、住民の福祉の増進を図ることを基本とし、町政に関する事務を、自主的で総合的な判断と責任において執行します。

2 行政は、住民の信託に基づき、町政を効果的で効率的に運営します。

3 行政は、この条例の基本理念に基づき、住民の意思を反映したまちづくりを進めます。

(町長の責務)

第11条 町長は、住民の代表者として、この条例の基本理念に基づき、公正で誠実に町政の運営に当たります。

2 町長は、住民の意思に適切に応えるため、職員の育成を図り、効率的な組織体制を整備します。

(職員の責務)

第12条 職員は、法令を守り、法令に従い、公正で適正に職務を遂行します。

2 職員は、この条例の基本理念を理解し、その具体的な施策を計画し、遂行するため、自己の職務能力の向上に努めます。

第2節 行政運営

(総合計画)

第13条 行政は、この条例の基本理念に基づき、総合的で計画的なまちづくりを実現するための総合計画を策定します。

(財政運営)

第14条 行政は、総合計画に基づき、計画的で健全な財政運営を行います。

2 行政は、予算、決算その他財政状況について、住民にわかりやすく公表します。

(説明責任)

第15条 行政は、政策の立案、実施、評価、見直しについて、住民にわかりやすく説明します。

2 行政は、住民から説明を求められた場合は、誠実に対応します。

(情報の公開と提供)

第16条 行政は、別に条例で定めるところにより、行政が保有する文書を公開するとともに、その情報をわかりやすく提供します。

(個人情報保護)

第17条 行政は、別に条例で定めるところにより、住民の権利利益を保護するため、個人情報の収集、利用、提供や管理などを適切に行います。

(審議会の運営)

第18条 行政は、審議会などの委員を選任する場合は、公募による住民を含めるよう努めるとともに、その構成については、性別、年齢層などの均衡を図ります。

2 審議会などの会議は、公開することを原則とします。

(意見の聴取)

第19条 行政は、住民の生活にとって重大な影響を及ぼすと考えられる計画や条例などを策定したり、改正や廃止をする場合は、事前にその案について公表し、広く住民の意見を聴取します。

2 行政は、聴取した意見を考慮し、意思決定を行うとともに、その意見に対する行政の考え方を公表します。

(行政評価)

第20条 行政は、町政運営を点検し、改善を図るため行政評価を行い、適正で効率的な町政運営を行います。

2 行政は、行政評価を行うにあたり、住民参加の方法を用いるとともに、その結果と見直しの内容について、わかりやすく住民に公表します。

(行政手続)

第21条 行政は、別に条例で定めるところにより、住民の権利利益を保護するため、届出などの行政手続きを定め、町政運営における公正の確保と透明性の向上を図ります。

第7章 協働のまちづくりの推進

(コミュニティの形成)

第22条 住民は、自治会、ボランティア団体などへの参加を通じて、お互いに助け合いながら、地域の課題の解決や共通の目標達成に向けて行動するため、良好なコミュニティを形成するよう努めるものとします。

2 住民は、良好なコミュニティを形成するため、お互いに情報の提供と共有を進め、連携してまちづくりを行います。

3 議会と行政は、協働のまちづくりを進めるため、コミュニティ活動を尊重するとと

もに、必要に応じて支援を行います。

(まちづくりセンター)

第 23 条 町長は、住民が行うコミュニティ活動の充実を図り、協働のまちづくりを推進する母体として、垂井町まちづくりセンター（以下「センター」といいます。）を設置します。

2 センターは、住民が主体となり、議会や行政と協働して運営を行うものとします。

3 センターは、協働のまちづくりを推進するため、まちづくりに関する相談、助言、情報収集、情報提供や人材育成などを行うものとします。

4 センターの組織と運営については、この条例の基本理念に基づき、町長が規則で定めます。

(まちづくり協議会)

第 24 条 住民は、協働のまちづくりを推進するため、まちづくり協議会（以下「協議会」といいます。）を行政と協働して設置することができるものとします。

2 協議会は、地域や分野別の課題解決や町の特性を活かしたまちづくりの推進に取り組むものとします。

3 協議会の組織と運営については、この条例の基本理念に基づき、町長が規則で定めます。

(まちづくり審議会)

第 25 条 町長は、協働のまちづくりの取り組みの検証を行うため、垂井町まちづくり審議会（以下「審議会」といいます。）を設置します。

2 審議会は、町長の諮問に応じ、協働のまちづくりの取り組みについて審議し、町長に答申します。

3 審議会は、町長から諮問される事項のほか、協働のまちづくりの取り組みについて審議や評価を行い、見直しが必要な場合は、町長に提言します。

4 審議会の組織と運営については、この条例の基本理念に基づき、町長が規則で定めます。

第 8 章 住民投票

(住民投票)

第 26 条 町政に関する重要な事項について、広く住民の意思を把握する必要があると認められる場合、町長は、この条例の基本理念に基づき、住民投票を行うことができるものとします。

2 住民投票に参加する資格その他の住民投票の実施に関し必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めるものとします。

3 住民、議会、行政は、住民投票の結果を尊重するものとします。

第 9 章 条例の位置付け

(条例の位置付け)

第 27 条 住民、議会、行政は、この条例が町における自治についての最高規範であることを認識し、この条例の規定を守り、規定に従うよう努めます。

2 議会と行政は、他の条例や規則などを制定したり、改正や廃止をする場合は、この条例の趣旨を尊重するとともに、整合を図ります。

第 10 章 条例の見直し

(条例の見直し)

第 28 条 町長は、この条例の施行日から 5 年を超えない期間ごとに、各条項が社会情

- 勢に適合し、町のまちづくりにとってふさわしいものであるかを検証します。
- 2 町長は、検証の結果を踏まえ、この条例の条項やこの条例に基づく制度についての見直しなど、必要な手続きを行います。

附 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行します。

(2) 垂井町総合計画条例

(趣旨)

第1条 この条例は、本町の総合計画の策定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 総合計画 垂井町まちづくり基本条例（平成 22 年垂井町条例第1号。以下「まちづくり基本条例」という。）第13条に規定する総合計画をいい、基本構想及びその構想実現のためにまちづくりに関する施策の方向性を体系的に示した計画で構成するものをいう。

(2) 基本構想 まちづくりの基本理念であり、町の将来像及びこれを実現するための基本方針を示すものをいう。

(3) 住民 まちづくり基本条例第2条第1号に規定する住民をいう。

(策定方針)

第3条 町長は、総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、町の最上位の計画として、行財政における総合的な見地から総合計画を策定するものとする。

2 町長は、適切な計画期間を設定し、その時々地域の実情、社会情勢の変化等を踏まえ、これらに適合するよう総合計画を策定するものとする。

3 前2項の規定は、総合計画の変更について準用する。

(町政運営の基本方針)

第4条 町は、その事務を処理するときは、総合計画に即して行うものとする。

2 町は、個別の行政分野に関する計画を策定し、又は変更するときは、総合計画との整合を図らなければならない。

(総合計画審議会)

第5条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、町長の附属機関として、垂井町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、町長の諮問に応じ、総合計画の策定又は変更に関し必要な事項について審議を行い、その意見を町長に答申する。

3 審議会は、町長が委嘱する委員 20 人以内で組織する。

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(審議会への諮問)

第6条 町長は、総合計画を策定し、又は変更するときは、審議会に諮問するものとする。

(意見の聴取)

第7条 町長は、総合計画を策定し、又は変更するときは、住民にわかりやすく説明するとともに、広く住民の意見を聴取するものとする。

(議会の議決)

第8条 町長は、基本構想を策定し、又は変更するときは、議会の議決を経なければならない。

(公表)

第9条 町長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、その内容を公表するものとする。

(策定後の処置)

第 10 条 町長は、総合計画に基づく施策を計画的に実施するために必要な措置を講ずるほか、その実施状況について、公表するものとする。

(委任)

第 11 条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

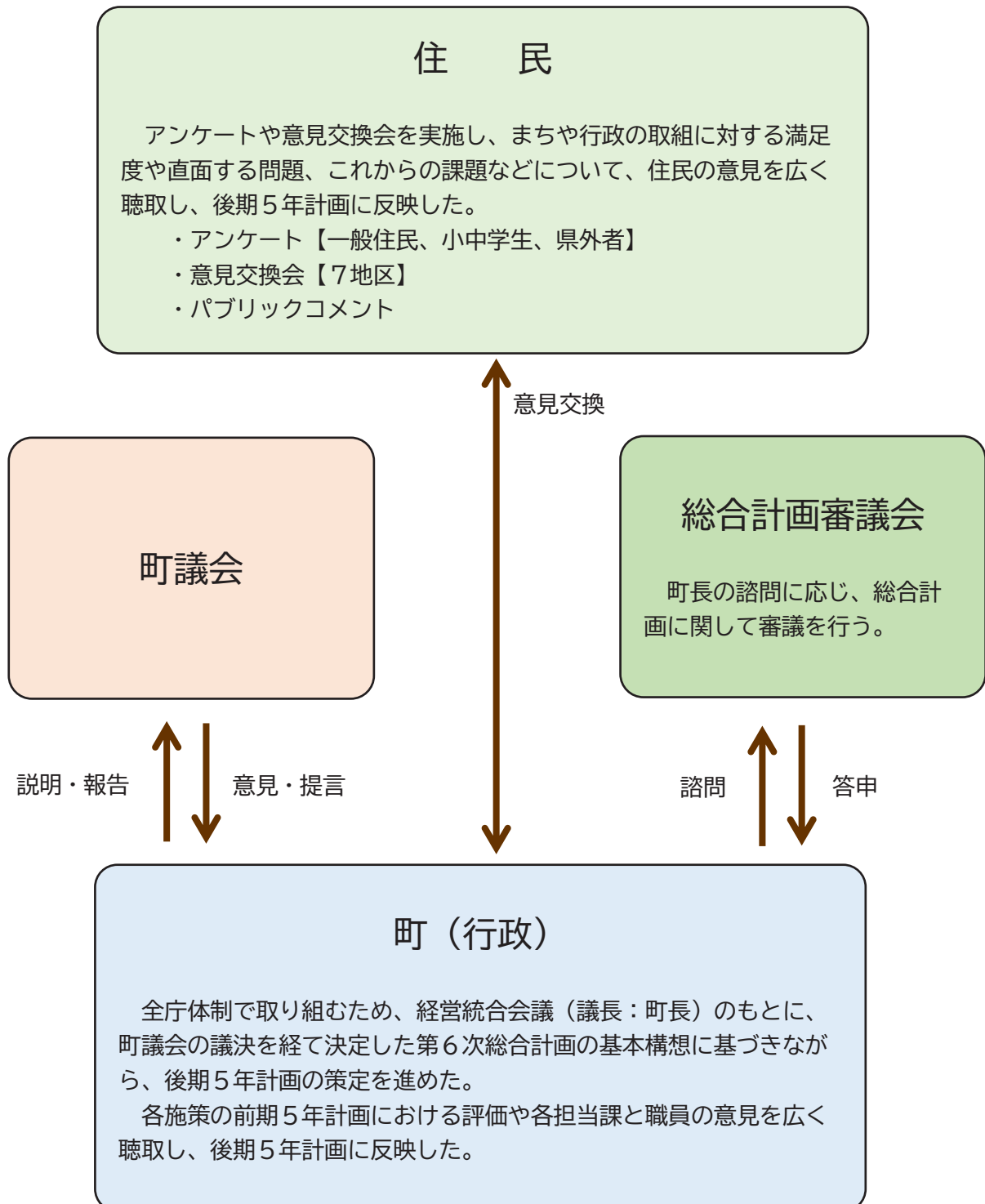
附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。
(垂井町総合計画審議会設置条例の廃止)
- 2 垂井町総合計画審議会設置条例（昭和 46 年垂井町条例第 29 号）は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この条例の施行の際現に策定されている総合計画は、この条例の規定に基づき策定された総合計画とみなす。
- 4 この条例の施行の際現に附則第 2 項の規定による廃止前の垂井町総合計画審議会設置条例第 3 条第 1 項の規定に基づき委員の職にある者は、第 5 条第 3 項の規定に基づく委員とみなす。

2 策定体制

垂井町第6次総合計画<後期5年計画>は、住民・議会・行政の協働により、以下の体制で策定しました。



3 総合計画審議会

(1) 審議会委員名簿

区 分	氏 名	所 属
町議会の議員	中村 ひとみ	垂井町議会議員
	(前) 太田 佳祐	
	(後) 後藤 省治	
町教育委員会の委員	桑原 良樹	垂井町教育委員会
町農業委員会の委員	宮野 勝	垂井町農業委員会
団体の役員又は職員	高木 隆彦	垂井町連合自治会連絡協議会
	西川 一明	垂井町地区まちづくり協議会連絡会
	長山 計之	垂井町青年のつどい協議会
	小野 彰	垂井町商工会
	(前) 大橋 功	垂井町企業連絡会
	(後) 碓井 浩	
	井口 仁長	垂井町観光協会
	富田 浩生	(福) 垂井町社会福祉協議会
	杉山 謙	垂井金融協会
	(前) 酒井 孝子	垂井町民生委員・児童委員協議会
	(後) 柳瀬 吉実	
	松田 貴司	岐阜県土地家屋調査士会
	安田 正俊	不破郡医師会
	米山 幸夫	垂井町消防団
学識経験を有する者	【会 長】 早瀬 正敏	垂井町総合計画審議会 前会長
	【副会長】 神田 浩史	垂井町総合計画審議会 前副会長
	菊本 舞	岐阜協立大学 准教授
公募による町民	栗田 均	

(前) は前任者 (後) は後任者 敬称略

(2) 諮問・答申

垂企調第83号
令和4年11月28日

垂井町総合計画審議会
会長 早瀬 正敏 様

垂井町長 早野 博文

垂井町第6次総合計画のテーマ別戦略の策定について（諮問）

本町の新たなまちづくりの指針となる垂井町第6次総合計画の2023年度から2027年度の5年間におけるテーマ別戦略の策定について、垂井町総合計画条例第6条の規定により諮問します。

令和5年3月15日

垂井町長 早野 博文 様

垂井町総合計画審議会
会長 早瀬 正敏

垂井町第6次総合計画について（答申）

令和4年11月28日付け、垂企調第83号にて諮問された「垂井町第6次総合計画のテーマ別戦略の策定」につきましては、本会において慎重に審議を行ってきた結果、別紙「垂井町第6次総合計画〈後期5年計画〉（案）」のとおりとりまとめましたので答申します。

なお、本町の人口減少が予測を超えて進む中、本計画の推進にあたっては、下記の事項に十分配慮されることを要望します。

記

- 1 まちづくり基本条例の基本理念に基づき、協働のまちづくりを基本とした総合的で計画的な魅力ある「垂井町らしい」まちづくりを推進されたい。
- 2 「垂井町の将来像」と「目指すまちの姿」の着実な実現にむけて、重点戦略と各テーマにおける施策に力強く取り組まれたい。
- 3 実行性の高い計画が担保できるよう、社会情勢の変化や住民・議会の意見を取り入れながら、進捗管理を行い、その結果についてはわかりやすく公表されたい。

(3) 開催状況

令和4年11月28日(月)

諮問

垂井町第6次総合計画のテーマ別戦略の策定について諮問

第1回

会長及び副会長の互選について

垂井町の概況について

人口フレーム※の見直しについて

「垂井町第6次総合計画」の評価指標等に係る町民アンケート等調査結果について

前期計画の評価について

令和5年1月19日(木)

第2回

垂井町第6次総合計画<後期5年計画>(案)について

令和5年3月6日(月)

第3回

パブリックコメントの結果について

垂井町第6次総合計画<後期5年計画>(案)について

令和5年3月15日(水)

答申

垂井町第6次総合計画について答申



答申書を渡す早瀬会長(右)と早野町長(左)

4 住民参画

(1) アンケート調査

①町民アンケート

目的：町の各施策への満足度やまちに対する意識などを把握する。

対象者：町に在住の18歳以上の住民

対象者数：1,000人

調査期間：令和4年7月21日（木）～8月13日（土）

回収数：498件、49.8%

②障がい者アンケート

目的：町の障がい福祉施策への満足度やまちに対する意識などを把握する。

対象者：町に在住の障がい者手帳の所持者

対象者数：800人

調査期間：令和4年7月21日（木）～8月13日（土）

回収数：410件、51.3%

③小・中学生アンケート

目的：学校や町に対する意識などを把握する。

対象者：町内小学校（全7校）の5年生、中学校（全2校）の2年生

対象者数：小学生181人、中学生87人

調査期間：令和4年7月

回収数：268件、100.0%

④町外居住者アンケート

目的：町外居住者における垂井町の認知度などを把握する。

対象者：町外に居住の20歳以上の住民

対象者数：420人

調査期間：令和4年7月28日（木）～8月1日（月）

回収数：420件、100.0%

(2) 後期計画策定のための意見交換会

目的：各地区の町民と意見交換を行い、町の課題や考えなどについて把握する。

開催日：令和4年10月30日（日）

参加者数：21人（3回に分け、各回7人ずつで実施）

(3) パブリックコメント

目 的：垂井町第6次総合計画＜後期5年計画＞（案）を提示し、広く住民から意見を求める。

募集期間：令和5年1月24日（火）～2月23日（木）

提出者数：0人

5 町議会・行政

(1) 町議会

令和4年

第3回定例会

6月3日(金)

総務産業建設委員会

第6次総合計画後期計画 策定スケジュールについて

第4回定例会

9月8日(木)

総務産業建設委員会

第6次総合計画(後期計画)について

9月15日(木)

全員協議会

第6次総合計画(後期計画)について

第6回定例会

12月9日(金)

総務産業建設委員会

第6次総合計画(後期計画)について

12月15日(木)

全員協議会

第6次総合計画(後期計画)について

令和5年

1月26日(木)

全員協議会

第6次総合計画<後期5年計画>(案)について

第2回定例会

3月7日(火)

総務産業建設委員会

第6次総合計画<後期5年計画>(案)について

3月16日(木)

全員協議会

第6次総合計画<後期5年計画>(案)について

(2) 垂井町経営統合会議

令和4年8月31日(水)

第6次総合計画見直しに伴う後期計画の策定基本方針(案)について

令和4年11月15日(火)

第6次総合計画の後期計画について

令和5年1月13日(金)

第6次総合計画<後期5年計画>(案)について

令和5年3月1日(水)

第6次総合計画<後期5年計画>の策定について

令和5年3月17日(金)

第6次総合計画<後期5年計画>の策定について

6 分野別個別計画一覧

テーマ

1 協働

1-2 人権

計画名	現計画期間	担当課
垂井町人権施策推進指針（第2次改定）	2020年度～2029年度	健康福祉課
垂井町第3次男女共同参画プラン	2023年度～2032年度	企画調整課

テーマ

2 安全・安心

2-1 防災・減災

計画名	現計画期間	担当課
垂井町国土強靱化地域計画	2021年度～2027年度	企画調整課
垂井町地域防災計画	2002年度～	企画調整課
垂井町国民保護計画	2006年度～	企画調整課

テーマ

3 都市基盤・環境

3-1 土地利用

計画名	現計画期間	担当課
垂井町都市計画マスタープラン	2021年度～2030年度	都市計画課
垂井農業振興地域整備計画	2017年度～	産業課

3-3 地域公共交通

計画名	現計画期間	担当課
垂井町地域公共交通計画	2020年度～2023年度	企画調整課

3-5 空き家等対策

計画名	現計画期間	担当課
第2期垂井町空家等対策計画	2023年度～2027年度	企画調整課

3-6 上水道

計画名	現計画期間	担当課
垂井町上水道第6次変更事業認可書	2001年度～	上下水道課
相川左岸地域水道施設整備計画書	2012年度～	上下水道課

3-7 下水道

計画名	現計画期間	担当課
垂井町公共下水道基本計画	1993年度～2025年度	上下水道課
快適な生活環境整備による自然豊かな魅力あふれるまちづくり計画	2020年度～2024年度	企画調整課

3-8 環境

計画名	現計画期間	担当課
垂井町一般廃棄物処理基本計画	2017年度～2030年度	住民課
垂井町一般廃棄物処理実施計画	毎年度策定	住民課
垂井町分別収集計画	2023年度～2027年度	住民課
垂井町災害廃棄物処理計画	2018年度～	住民課

テーマ

4 産業・交流

4-2 観光

計画名	現計画期間	担当課
垂井町観光基本計画	2017年度～	産業課

4-3 農業

計画名	現計画期間	担当課
垂井農業振興地域整備計画（再掲）	2017年4月～	産業課
垂井町地域農業振興計画	2018年3月～	産業課
垂井町田園環境整備マスタープラン	2002年度～	産業課
農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	2016年9月～	産業課
垂井町地域計画	2023年度～	産業課
不破地域水田フル活用ビジョン	2021年度～2023年度	産業課

4-4 林業

計画名	現計画期間	担当課
垂井町森林整備計画	2014年度～2023年度	産業課
垂井町公共建築物等における木材利用推進方針	2013年度～	産業課

テーマ

5 福祉・健康

5-1 子育て

計画名	現計画期間	担当課
垂井町健康福祉総合計画（第3期垂井町地域福祉計画）	2019年度～2026年度	健康福祉課
第2期垂井町子ども・子育て支援事業計画	2020年度～2024年度	子育て推進課

5-2 高齢福祉

計画名	現計画期間	担当課
垂井町健康福祉総合計画（第3期垂井町地域福祉計画）（再掲）	2019年度～2026年度	健康福祉課
垂井町健康福祉総合計画（第8期いきがい長寿やすらぎプラン21）	2021年度～2023年度	健康福祉課

5-3 障がい福祉

計画名	現計画期間	担当課
垂井町健康福祉総合計画（第3期垂井町地域福祉計画）（再掲）	2019年度～2026年度	健康福祉課
垂井町健康福祉総合計画（第4次垂井町障がい者計画）	2021年度～2026年度	健康福祉課
垂井町健康福祉総合計画（第6期垂井町障がい福祉計画）	2021年度～2023年度	健康福祉課
垂井町健康福祉総合計画（第2期垂井町障がい児福祉計画）	2021年度～2023年度	健康福祉課

5-4 健康・医療

計画名	現計画期間	担当課
垂井町健康福祉総合計画（第3期垂井町地域福祉計画）（再掲）	2019年度～2026年度	健康福祉課
垂井町健康福祉総合計画（第3次健康日本21たるい計画）	2021年度～2026年度	保健センター
特定健康診査等実施計画	2018年度～2023年度	保健センター
垂井町自殺対策計画	2019年度～2026年度	保健センター

テーマ

6 教育・文化

6-1 学校教育

計画名	現計画期間	担当課
垂井町第3次教育大綱	2023年度～2027年度	学校教育課
垂井町第3次教育ビジョン	2023年度～2027年度	学校教育課

6-3 生涯学習

計画名	現計画期間	担当課
第3次垂井町生涯スポーツ振興計画	2018年度～2027年度	生涯学習課
垂井町第二次子どもの読書活動推進計画	2019年度～2023年度	タリイピアセンター

テーマ

7 行財政運営

7-1 行政運営

計画名	現計画期間	担当課
第2期垂井町まち・ひと・しごと創生総合戦略	2020年度～2024年度	企画調整課
垂井町定員適正化計画	2021年度～2025年度	総務課

7-2 財政運営

計画名	現計画期間	担当課
垂井町行財政改革大綱（第6次）	2023年度～2025年度	企画調整課
垂井町公共施設等総合管理計画	2017年度～2036年度	総務課

7 重要目標達成指標（KGI）一覧

テーマ

1 協働

1-1 協働

指 標	策定時の値 (2017年)	中間値 (2022年度)	目標値 (2027年度)
住民・議会・行政がそれぞれの役割と責任に基づき協力してまちづくりに取り組んでいると感じている住民の割合	53.0%	60.5%	70.0%
よりよい地域社会を実現するための行動や取組を自ら行っている住民の割合	40.3%	40.1%	50.0%

1-2 人権

指 標	策定時の値 (2017年)	中間値 (2022年度)	目標値 (2027年度)
差別なく暮らしやすいまちであると感じている住民の割合	72.0%	75.5%	80.0%

テーマ

2 安全・安心

2-1 防災・減災

指 標	策定時の値 (2017年)	中間値 (2022年度)	目標値 (2027年度)
日頃から家庭で火災や地震、風水害などへの備えをしている住民の割合	53.9%	54.9%	59.0%
防災・減災対策に満足している住民の割合	52.2%	58.1%	62.0%

2-2 生活安全

指 標	策定時の値 (2017年)	中間値 (2022年度)	目標値 (2027年度)
交通事故発生件数（人身事故）	34件	25件	23件
犯罪発生件数	170件	98件	88件

3 都市基盤・環境

3-1 土地利用

指 標	策定時の値 (2017年)	中間値 (2022年度)	目標値 (2027年度)
垂井町に住み続けたいと思う住民の割合	79.2%	83.9%	87.0%
有効な土地利用が行われていると感じている住民の割合	33.7%	34.5%	35.0%

3-2 道路

指 標	策定時の値 (2017年)	中間値 (2022年度)	目標値 (2027年度)
道路事情や道路の整備状況に満足している住民の割合	43.0%	48.6%	60.0%

3-3 地域公共交通

指 標	策定時の値 (2017年)	中間値 (2022年度)	目標値 (2027年度)
大垣駅で乗り継ぐことなくJR垂井駅で乗降車できる列車の本数	平日 27本 休日 44本	平日 31本 休日 47本	平日 32本 休日 50本
公共交通機関に満足している住民の割合	36.4%	45.7%	48.0%

3-4 公園

指 標	策定時の値 (2017年)	中間値 (2022年度)	目標値 (2027年度)
公園や子どもの遊び場に満足している住民の割合	30.2%	32.5%	35.0%

3-5 空き家等対策

指 標	策定時の値 (2017年)	中間値 (2022年度)	目標値 (2027年度)
空き家等の件数	400件	643件	643件
空き家等の利活用数(累計)	0件	1件 (2021年)	15件

3-6 上水道

指 標	策定時の値 (2017年)	中間値 (2022年度)	目標値 (2027年度)
水道水を安心して飲むことができると感じている住民の割合	80.6%	84.3%	87.0%
経常収支比率※	101.2% (2016年)	108.4% (2021年)	110.0%
給水に係る費用が料金収入で賄えている割合	99.4% (2016年)	107.6% (2021年)	108.0%

3-7 下水道

指 標	策定時の値 (2017年)	中間値 (2022年度)	目標値 (2027年度)
汚水処理人口普及率※	75.2% (2016年)	80.9% (2021年)	86.0%

3-8 環境

指 標	策定時の値 (2017年)	中間値 (2022年度)	目標値 (2027年度)
川の水や空気がきれいなことに満足している住民の割合	74.1%	78.3%	83.0%
住民1人あたりのごみ総排出量	850.0g/日 (2016年)	886.0g/日 (2021年)	810.0g/日
リサイクル率※	17.3% (2016年)	11.6% (2021年)	18.2%

テーマ

4 産業・交流

4-1 商工業

指 標	策定時の値 (2017年)	中間値 (2022年度)	目標値 (2027年度)
企業の新規誘致数（累計）	0社	1社 (2021年)	2社
従業員4人以上事業所の従業者数県内順位 (市町村)	13位 (2014年)	14位 (2020年)	12位
まちの産業に活気があると感じている住民の割合	30.2%	38.5%	40.0%
日常の買い物の便利さに満足している住民の割合	66.5%	75.1%	80.0%

4-2 観光

指 標	策定時の値 (2017年)	中間値 (2022年度)	目標値 (2027年度)
年間観光入込客数	520,000人	103,290人 (2021年)	520,000人

4-3 農業

指 標	策定時の値 (2017年)	中間値 (2022年度)	目標値 (2027年度)
農業振興地域※内面積における担い手への集積面積	578.4ha (2016年)	661.0ha (2021年)	770.0ha

4-4 林業

指 標	策定時の値 (2017年)	中間値 (2022年度)	目標値 (2027年度)
間伐実施面積(累計)	0.0ha	53.1ha (2021年)	100.0ha

テーマ

5 福祉・健康

5-1 子育て

指 標	策定時の値 (2017年)	中間値 (2022年度)	目標値 (2027年度)
子育てに関する支援サービスが充実していると感じている住民の割合	42.0%	50.3%	60.0%
こども園の整備状況に満足している住民の割合	51.8%	52.3%	60.0%
家庭や家族が大切だと思う児童生徒の割合	98.8%	99.3%	100.0%

5-2 高齢福祉

指 標	策定時の値 (2017年)	中間値 (2022年度)	目標値 (2027年度)
高齢者人口における自立高齢者の割合	—	82.9% (2021年)	82.5%
高齢者の福祉対策に満足している住民の割合	39.7%	50.6%	60.0%

5-3 障がい福祉

指 標	策定時の値 (2017年)	中間値 (2022年度)	目標値 (2027年度)
障がいのある人も、ない人も、地域でともに暮らしていけると感じている住民の割合	46.5%	51.8%	60.0%
障がい者の福祉対策に満足している障がい者の割合	48.8%	55.0%	60.0%

5-4 健康・医療

指 標	策定時の値 (2017年)	中間値 (2022年度)	目標値 (2027年度)
平均自立期間（男性） （国民健康保険データベースシステム）	—	80.9年 (2021年)	81.7年
平均自立期間（女性） （国民健康保険データベースシステム）	—	84.2年 (2021年)	84.8年
保健事業に満足している住民の割合	60.5%	68.3%	70.0%

テーマ

6 教育・文化

6-1 学校教育

指 標	策定時の値 (2017年)	中間値 (2022年度)	目標値 (2027年度)
授業を理解できていると思う児童生徒の割合	91.6%	90.3%	92.0%
やさしさや思いやりがあると思う児童生徒の割合	61.4%	67.9%	68.0%
健康な生活を意識して生活していると思う児童生徒の割合	76.1%	77.6%	80.0%
町に誇りと愛着を感じている児童生徒の割合	80.5%	82.8%	85.0%

6-2 青少年育成

指 標	策定時の値 (2017年)	中間値 (2022年度)	目標値 (2027年度)
地域の子どもがいきいきとしていると感じている住民の割合	54.3%	55.2%	60.0%

6-3 生涯学習

指 標	策定時の値 (2017年)	中間値 (2022年度)	目標値 (2027年度)
趣味や教養を高める機会や環境に満足している住民の割合	38.7%	40.9%	45.0%
スポーツクラブや文化サークルなどの活動に参加している住民の割合	26.5%	18.6%	26.5%

6-4 文化

指 標	策定時の値 (2017年)	中間値 (2022年度)	目標値 (2027年度)
町の登録文化財の件数（累計）	0件	9件 (2021年)	15件
町の歴史や伝統に誇りがもてると思う住民の割合	63.0%	65.5%	70.0%

テーマ

7

行財政運営

7-1 行政運営

指 標	策定時の値 (2017年)	中間値 (2022年度)	目標値 (2027年度)
テーマ別戦略の目標指標（KGI）の目標値を達成した指標の割合	0.0%	42.3%	100.0%
DX※（デジタルトランスフォーメーション）の推進により生活が豊かになったと感じている住民の割合	—	35.3%	40.0%
SDGs※（持続可能な開発目標）について理解している住民の割合	—	28.5%	34.0%

7-2 財政運営

指 標	策定時の値 (2017年)	中間値 (2022年度)	目標値 (2027年度)
自主財源比率※	54.1% (2016年)	44.7% (2021年)	52.0%
経常収支比率※	80.8% (2016年)	79.2% (2021年)	85.0%

7-3 タウンプロモーション

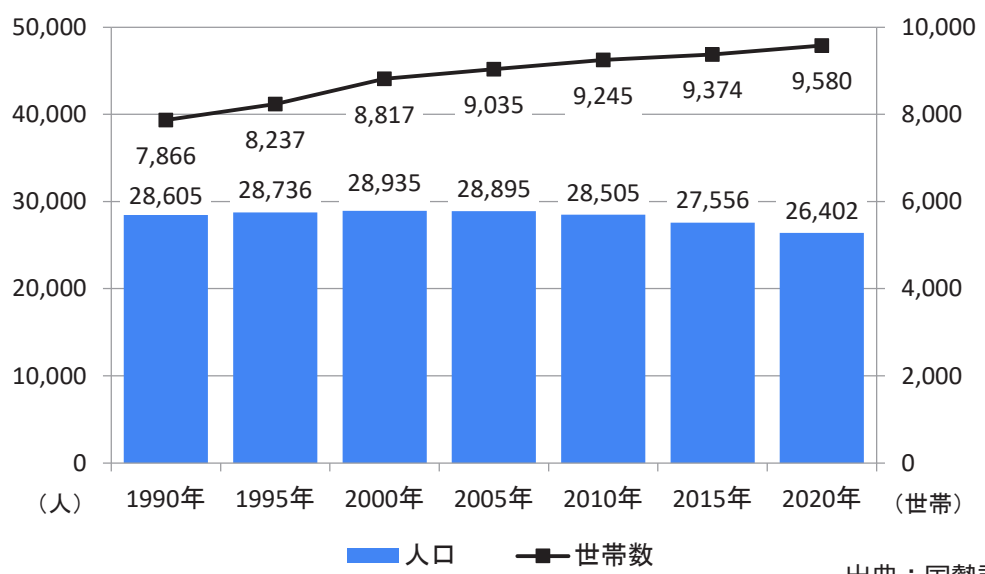
指 標	策定時の値 (2017年)	中間値 (2022年度)	目標値 (2027年度)
垂井町のことを知っている県外者の割合	20.7%	25.5%	30.0%
活気のあるまちであると思う住民の割合	32.3%	35.5%	40.0%

8 垂井町の概況

(1) 人口

人口の推移をみると、2000年の28,935人をピークとして、緩やかな減少傾向にあります。

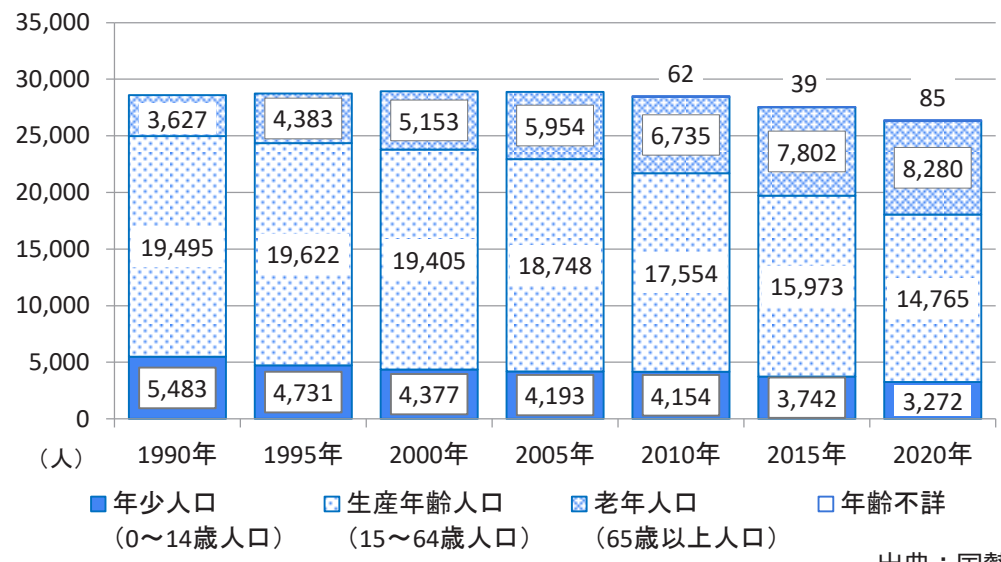
図表1 人口と世帯数の推移



出典：国勢調査

年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口と生産年齢人口が減少しているのに対し、老年人口は1990年と比較して2倍以上に増加しています。

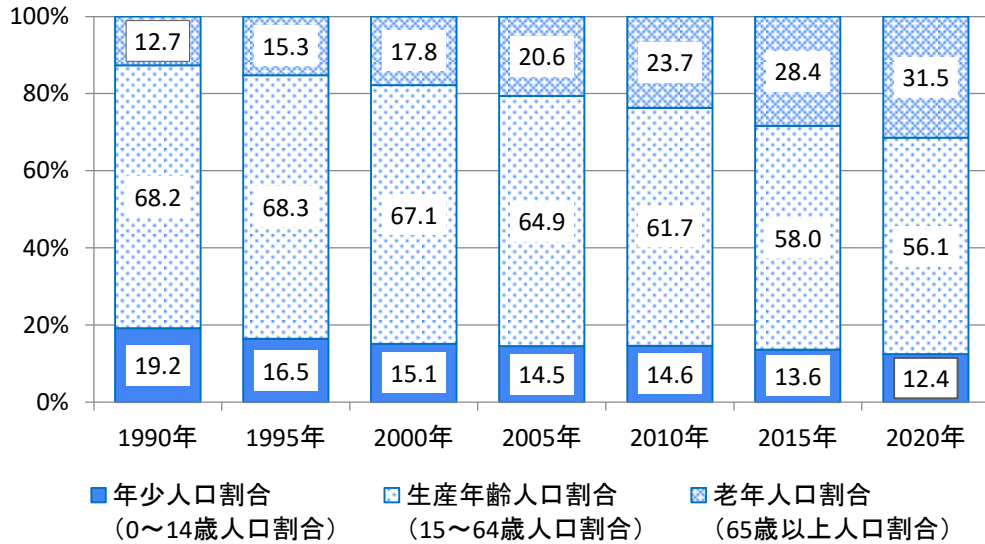
図表2 年齢3区分別人口の推移



出典：国勢調査

年齢別3区分別人口割合の推移をみると、老年人口割合は上昇し続けており、2020年時点で31.5%となっています。

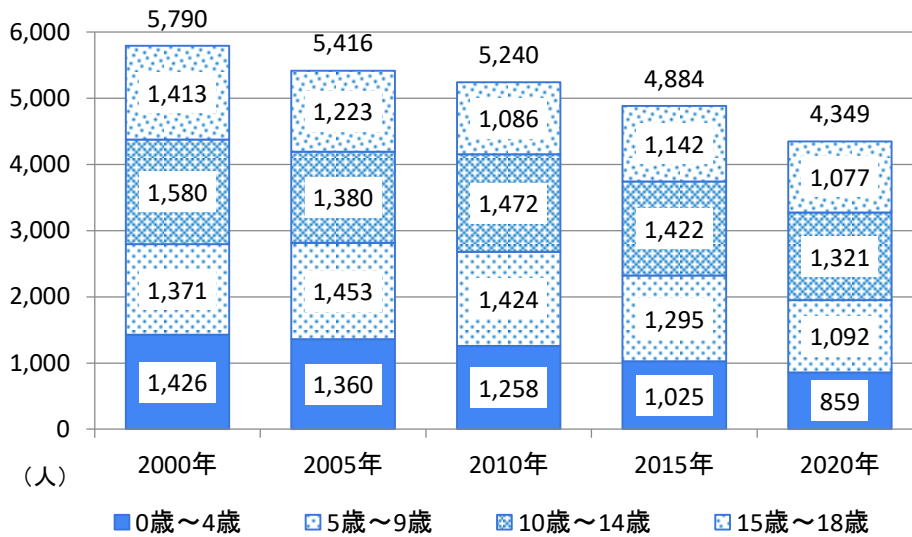
図表3 年齢別3区分別人口割合の推移



出典：国勢調査

18歳までの子どもの人口は、大きな減少傾向にあります。

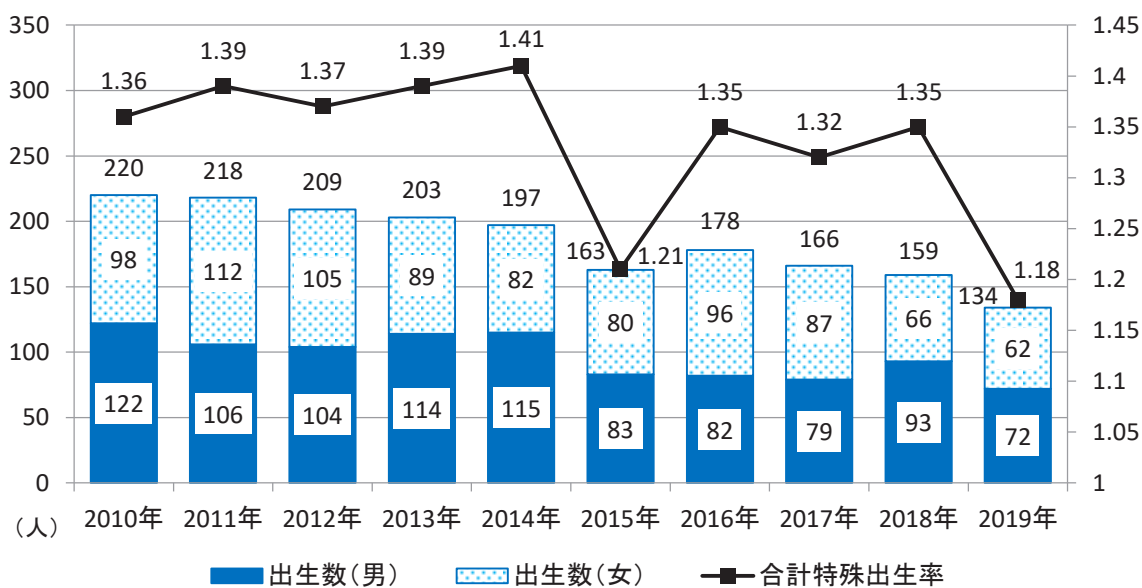
図表4 子ども人口の推移



出典：国勢調査

合計特殊出生率[※]は、1.32～1.41 の間で推移していましたが、2015年と2019年には1.2前後まで低下しています。また、全体の出生数は、概ね減少傾向にあります。

図表5 男女別出生数と合計特殊出生率[※]の推移

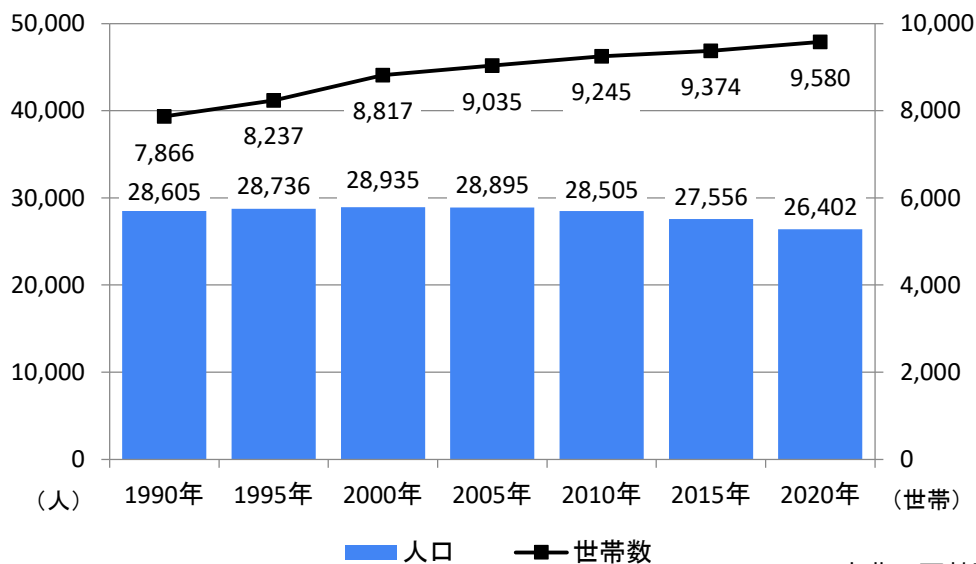


出典：西濃保健所「西濃地域の公衆衛生」

(2) 世帯

世帯数は増加し続けており、1世帯あたりの人数は減少しています。

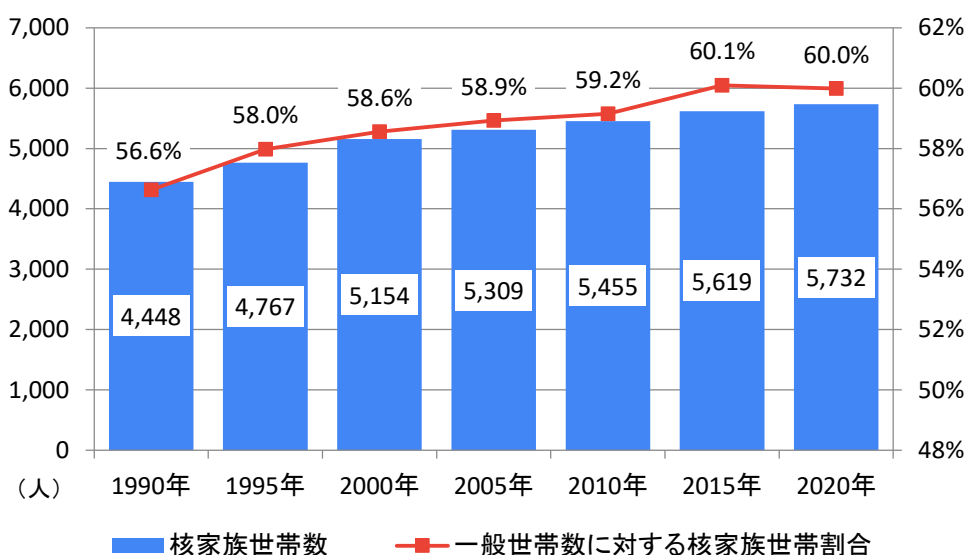
図表6 人口と世帯数の推移（図表1の再掲）



出典：国勢調査

核家族世帯は30年間で約1,300世帯増加しています。また、一般世帯に対する核家族世帯の割合も上昇傾向にあります。

図表7 核家族世帯の推移

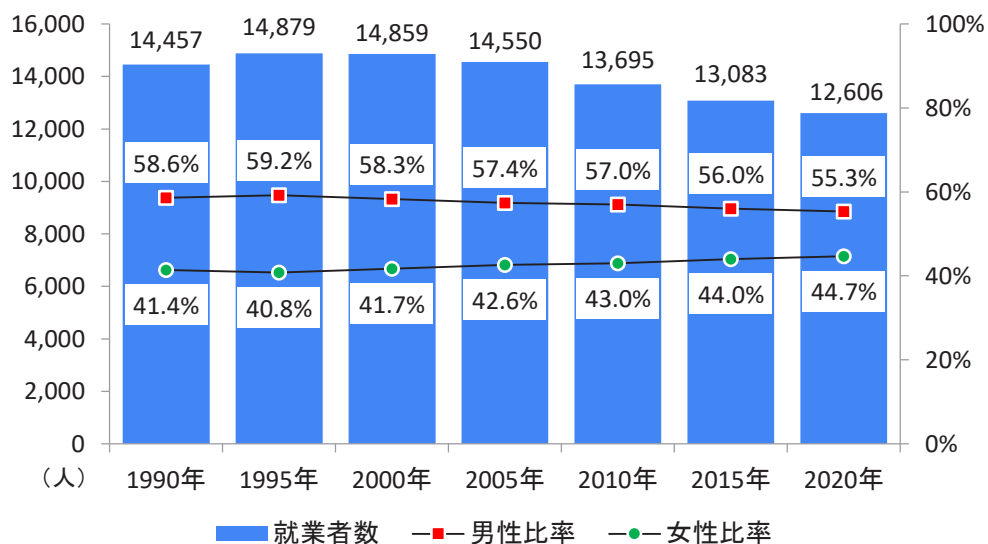


出典：国勢調査

(3) 就業

就業者数は1995年の14,879人をピークとして減少傾向にあり、2020年には12,606人となっています。性別で見ると、女性比率が増加傾向にあります。

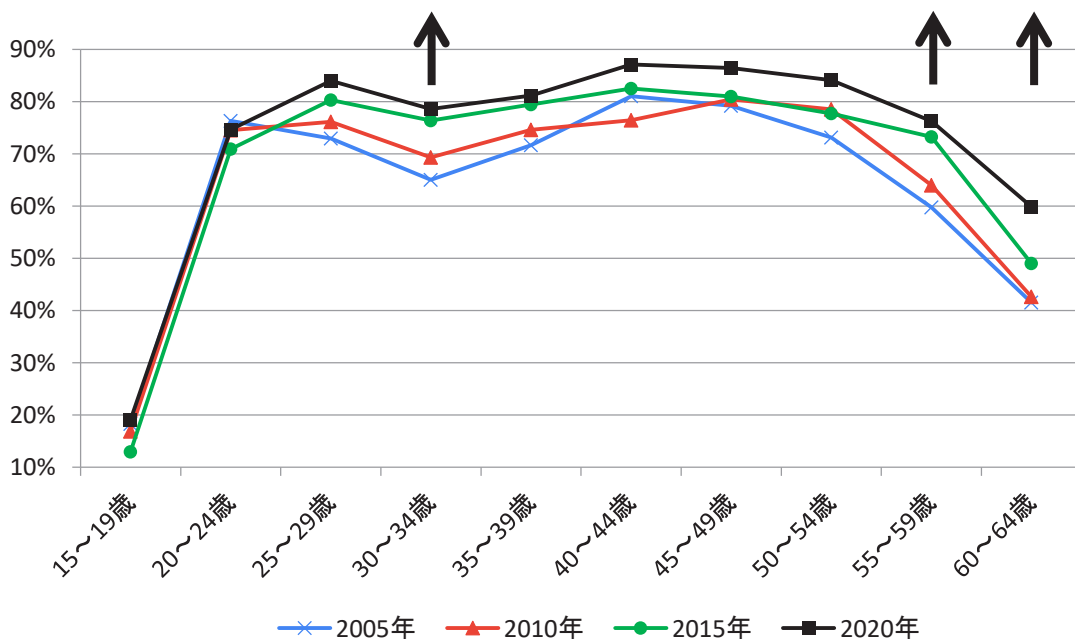
図表8 就業者数の推移



出典：国勢調査

女性の年齢階級別労働力率*の過去15年間の推移をみると、30歳～34歳、55歳～59歳、60歳～64歳で大きく上昇しています。2010年以降、55歳以上の女性の働く割合が増加しています。

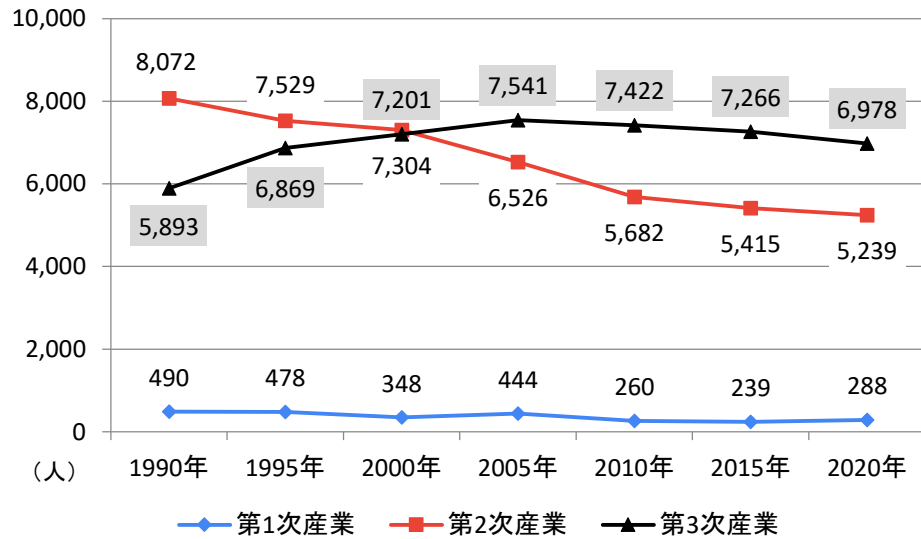
図表9 女性の年齢階級別労働力率*の推移



出典：国勢調査

産業別就業者数の推移をみると、第2次産業が減少傾向にあります。第3次産業は2005年まで増加傾向にありましたが、以降は減少しています。

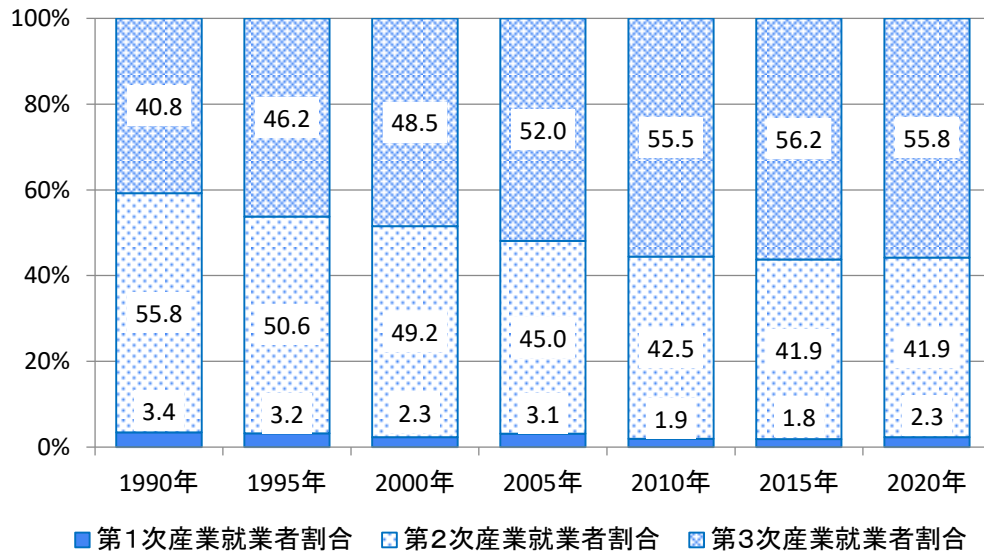
図表 10 産業別就業者数の推移



出典：国勢調査

産業別就業者の割合は、2005年に第2次産業就業者と第3次産業就業者の割合が逆転し、以降は第3次産業就業者の割合が5割以上となっています。

図表 11 産業別就業者割合の推移

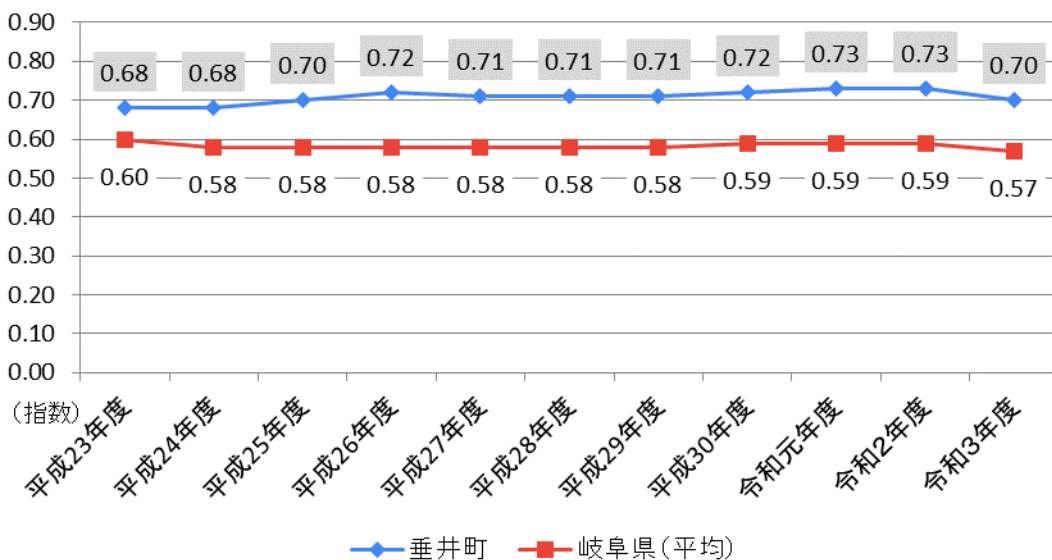


出典：国勢調査

(4) 財政

財政力指数は、平成 26 年度以降 0.7 前後で推移しています。岐阜県内市町村平均と比較すると 0.1 前後高い値となっているものの、財源に余裕があるとされる（普通交付税不交付団体となる）基準は下回っています。

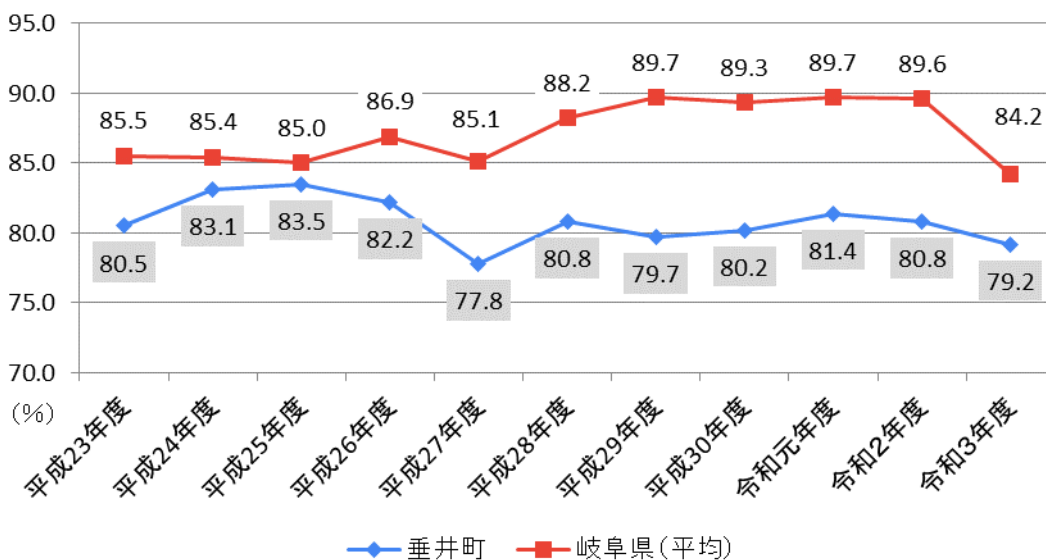
図表 12 財政力指数の推移



出典：地方公共団体の主要財政指標一覧（各年）

経常収支比率^{*}は、77.8%～83.5%の間で推移しており、一般的に適正水準といわれる 70.0%～80.0%をやや上回る年度が多くなっています。垂井町の財政構造の弾力性がやや低下している状態と判断できます。

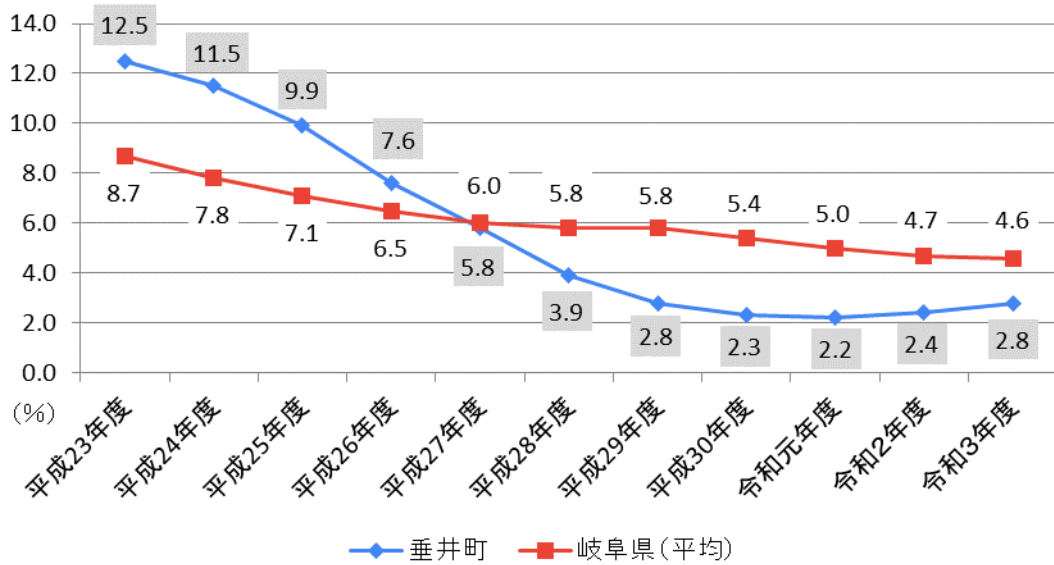
図表 13 経常収支比率^{*}の推移



出典：地方公共団体の主要財政指標一覧（各年）

実質公債費比率はこれまで減少傾向にありましたが、令和2年度に増加へと転じています。

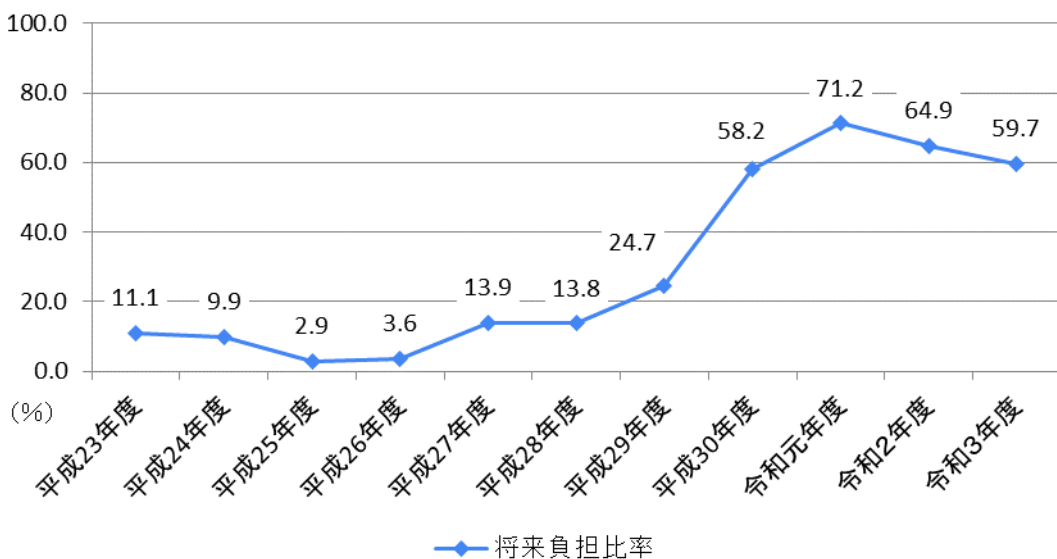
図表 14 実質公債費比率の推移



出典：地方公共団体の主要財政指標一覧（各年）

将来負担比率は、平成30年度から令和元年度にかけて行った大型事業により上昇しましたが、基金の積み戻し及び町債の発行抑制などにより若干減少しています。

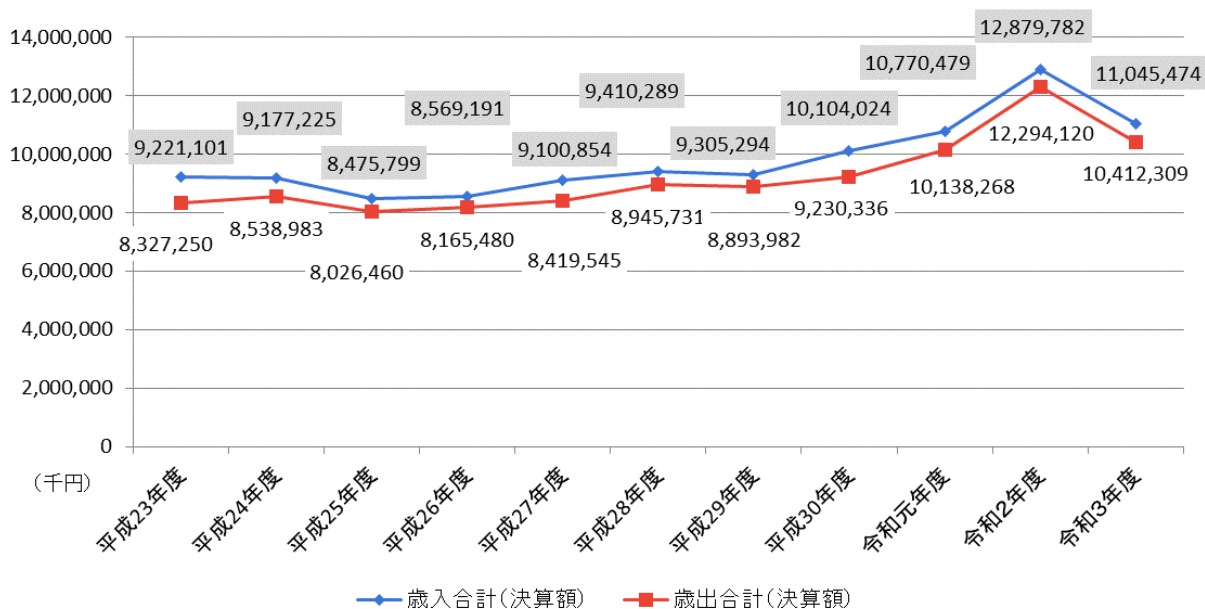
図表 15 将来負担比率の推移



出典：地方公共団体の主要財政指標一覧（各年）

決算額における歳入合計と歳出合計については、平成 25 年度、26 年度、28 年度、29 年度で歳入合計と歳出合計の差が5億円を割り込んでいる結果となっています。また、歳入合計・歳出合計ともに平成 25 年度以降は概ね増加傾向にあります。

図表 16 歳入合計と歳出合計（決算額）



出典：決算カード（総務省）

9 用語解説

	用語	説明
あ行	インフラ	インフラストラクチャー (infrastructure) の略称。産業や生活の基盤となるような施設や設備。
	汚水処理人口普及率	下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽などの汚水処理施設の整備人口を行政人口（住民基本台帳人口）で除した指標。
か行	カーボンニュートラル	温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。カーボンニュートラルの達成のためには、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化が必要です。
	経常収支比率	用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）のうち、毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当されたものが占める割合。
	合計特殊出生率	15～49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、一人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当する。
	耕作放棄地	以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えのない土地。
	コミュニティスクール	コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための仕組み。
さ行	再生可能エネルギー	太陽光、風力、その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として持続的に利用することができるものと認められるものとして政令で定めるエネルギー。太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスなどがあげられる。
	市街化区域	すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
	市街化調整区域	市街化を抑制すべき区域。
	自主財源比率	歳入総額に占める地方税など地方公共団体が自主的に収入できる財源の割合。
	自助・共助・公助	自助：自分で自分のことを助けること 共助：地域住民同士の助け合いや支え合い 公助：行政による支援やサービス
	社会保障費	年金、医療、介護、子ども・子育てなどの分野における社会保障制度に要する費用。被保険者の保険料や税金などで賄われている。
	シビックプライド	「都市に対する市民の誇り」という意味の言葉。単に地域への愛着を意味するのではなく、自分自身が関わって地域を良くしようとする当事者意識に基づく概念。

	用語	説明
さ行 (続き)	集落営農	集落を単位として、農業生産過程の全部又は一部について共同で取り組む組織。
	循環型社会	廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。
	人口フレーム	将来の人口のおおむねの推計値の枠組み。
	スケールメリット	規模を大きくすることで得られる効果・利益。
	生活習慣病	高血圧、脂質異常症、糖尿病など、生活習慣が原因で発症する疾患。
た行	男女共同参画	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。
	地域コミュニティ	地域住民が生活している場所や住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団。
	地域包括ケアシステム	重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステム。
	地籍調査	主に市町村が主体となって、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査。
な行	農業振興地域	農業振興地域整備計画により、農業の振興を図るべき地域。
は行	汎用的能力	社会とのかかわりの中で生活し、仕事をしていく上で基礎となる能力。様々な他者を理解し協力・協働して社会に参画する力、自ら課題を発見・分析し計画を立てて解決することができる力、働くことの意義を理解する力など。
	ほ場整備	水田や畑を利用しやすいように整形したり大きな区画にしたりすることにより、農業が安定する農地を作り上げること。
や行	幼保一元化	幼稚園と保育園それぞれの教育内容や保育を一元化し、就学前の保育と教育を行うこと。
ら行	リサイクル率	ごみ排出量に対するリサイクル量の割合。
	労働力率	15歳以上人口に占める労働力人口の割合。
数字 A-Z	2025年問題	「団塊の世代」が75歳以上となり、75歳以上の人口が急増することで起こると予測されている一連の問題のこと。介護費用や医療費の増大、地域の担い手不足などが挙げられる。
	3R	3つのRの総称。 Reduce（リデュース）：ものを大切に使い、ごみを減らすこと。 Reuse（リユース）：使えるものは、繰り返し使うこと。 Recycle（リサイクル）：ごみを資源として再び利用すること。

	用語	説明
数字 A-Z (続き)	DX	「Digital Transformation」の略で、進化したIT技術を浸透させることで人々の生活をより良くするという概念。
	GIGAスクール構想	義務教育を受ける児童生徒のために、1人1台の学習者用PCと高速ネットワーク環境などを整備する5年間の計画。
	ICT	「Information and Communication Technology」の略で、「情報通信技術」のこと。
	PDCA	Plan (計画) → Do (実行) → Check (評価) → Action (改善) を業務において回していき、ある一定の成果や効果につなげる手法。
	SDGs	「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略で、2015年に国連サミットで採択された国際社会全体の開発目標として掲げられた17の目標。
	SOGI	「Sexual Orientation (性的指向)」と「Gender Identity (性自認)」の頭文字を取った単語で「ソギ」あるいは「ソジ」と読み、すべての人を対象とした概念。

垂井町第6次総合計画<後期5年計画>

令和5年3月発行

発行：岐阜県垂井町

編集：垂井町企画調整課

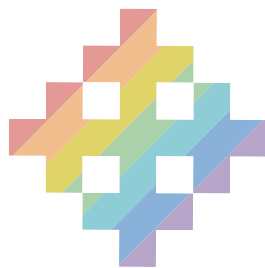
〒503-2193

岐阜県不破郡垂井町宮代2957番地の11

電話 (0584) 22-1151 (代表)

FAX (0584) 22-5180

URL <http://www.town.tarui.lg.jp/>



垂井町第6次総合計画 <後期5年計画>
2023年度（令和5年度）～2027年度（令和9年度）